

使用制限対象施設一覧

令和3年4月27日時点
随時更新します

1 飲食店等への要請〔特措法第45条第2項に基づく〕

種類	施設例	要請内容
飲食店等	飲食店(居酒屋を含む) 喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)	(酒類提供・カラオケ設備提供をする場合) ・施設の休止 (酒類提供・カラオケ設備提供しない場合) ・営業時間短縮(5時～20時)
遊興施設 ※食品衛生法に基づく飲食店 営業の許可・喫茶店営業の 許可を受けている施設	バー	
	キャバレー	
	ナイトクラブ	
	お茶屋・(お座敷) 等	
カラオケ	カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む)	
結婚式場	結婚式場 ※ホテル・旅館等での結婚式を含む	[法第45条第2項に基づく要請] ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛 ・営業時間短縮(5時～20時) [法に基づかない働きかけ] ・1.5時間以内の開催 ・参加人数50人以下又は収容率50%以内

※インターネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備の使用の自粛を要請。

【営業にあたっての要請事項】

(特措法第45条第2項に基づくもの)

- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置、施設の消毒
- ・マスクの着用その他の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知
- ・正当な理由がなくマスクの着用その他の感染の防止に関する措置を講じない者の入場の禁止
- ・施設の換気
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止 等感染防止対策を行うこと。

(特措法第24条第9項に基づくもの)

- ・CO2センサーの設置、業種別ガイドラインの遵守を徹底

2 飲食店等以外への要請

(1) 休止を要請する施設(1,000㎡超の施設)〔特措法第24条第9項に基づく〕

種類	施設例	要請内容
映画館等	映画館	
	プラネタリウム 等	
商業施設 (生活必需物資販売施設以外)	大規模小売店	(床面積の合計が1000㎡超の施設) ・施設の休止
	百貨店	
	スーパー	
	ショッピングセンター(地下街を含む)	
	靴屋	
	衣料品店	
	寝具小売業	
	かばん・袋物小売業	
	下着類小売業	
	雑貨屋	
	文房具屋	
	酒屋	
	本屋	
	自転車屋	
	家電販売店	
	ホームセンター	
	リサイクルショップ	
	園芸用品店	
	鍵屋	
	家具屋	
	建具小売業	(床面積の合計が1000㎡以下の施設) 〔法に基づかない働きかけ〕 ・適切な入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供又はカラオケ設備使用自粛、5～20時までの営業時間短縮の協力を依頼
	畳小売業	
	宗教用具小売業	
	金物・荒物小売業	
	陶磁器・ガラス器小売業	
	化粧品小売業	
	新聞小売業	
	楽器小売業	
	写真機・写真材料小売業	
	時計・眼鏡・光学機械小売業	
	たばこ・喫煙具専門小売業	
	建築材料小売業	
	自動車(二輪自動車含む)販売店	
	カー用品店	
	花屋	
	宝石類や金銀の販売店	
	住宅展示場	
	古物商(質屋、リサイクルショップを除く)	
	金券ショップ	
	古本屋	
おもちゃ屋、鉄道模型屋		
囲碁・将棋盤店		
DVD/ビデオショップ・レンタル		
アウトドア用品、スポーツグッズ店		
ゴルフショップ		
土産物店		

運動・遊技施設	体育館(*)	(床面積の合計が1000㎡超の施設) ・施設の休止 (*)原則休止(全国大会等は無観客化)
	スケート場(*)	
	水泳場(*)	
	屋内テニス場(*)	
	柔剣道場(*)	
	ボウリング場	
	スポーツクラブ・スポーツジム	
	ホットヨガ・ヨガスタジオ	
	マージャン店	
	パチンコ店	
	ゲームセンター 等	
遊興施設	個室ビデオ店	(床面積の合計が1000㎡以下の施設) [法に基づかない働きかけ] ・適切な入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供又はカラオケ設備使用自粛、5～20時までの営業時間短縮の協力を依頼
	射的場	
	勝馬投票券発売所 等	
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館	
	水族館、動物園、植物園 等	
サービス業 (生活必需サービス除く)	スーパー銭湯	
	リラクゼーション	
	ペットショップ(ペットフード売場を除く)	
	ペット美容室(トリミング)	
	旅行代理店(店舗)	
	アイドルグッズ専門店	
	ネイルサロン(保健所に届けている理美容所は除く)	
	まつげエクステンション専門店(ヘアカット等を行わない理美容所)	
	サウナ	
	エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)	
	整体院(国家資格有資格者が行うものは除く)	
	日焼けサロン	
	脱毛サロン	
	タトゥースタジオ	
	占い	
	写真屋・フォトスタジオ	
	美術品販売	
展望室		

※生活必需物資:食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料(特措法施行令第11条第7号)、及び農業用資機材(内閣官房協議)

(2) イベント関連施設(施設規模に関わらず要請)

種類	施設例	要請内容
劇場等	劇場	・無観客開催・運営
	観覧場	
	演芸場	
	ライブハウス 等	
遊技施設	テーマパーク	
	遊園地	
集会・展示施設	集会場	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントで使用する場合、無観客開催・運営 (以下、法に基づかない働きかけ) ・適切な入場整理 ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛 ・営業時間短縮(5時から20時まで)
	公会堂	
	展示場	
	貸会議室	
	文化会館	
	多目的ホール 等	
ホテル・旅館	ホテル(集会の用に供する部分に限る)	
	旅館(集会の用に供する部分に限る)	
運動施設	野球場	
	ゴルフ場	
	陸上競技場	
	屋外テニス場	
	ゴルフ練習場	
	バッティング練習場 等	
葬祭場	葬祭場	<ul style="list-style-type: none"> [法に基づかない働きかけ] ・酒類提供の自粛

※個人の打ち合わせ、練習、プレー等による使用は可

(3) 休止要請をしない施設〔政令第11条関連〕

種類	施設例	要請内容
社会福祉施設等	保育所 介護老人福祉施設 等	・オンラインの活用
学校、大学、学習塾等	幼稚園 小学校 中学校 高等学校 特別支援学校 大学 専修学校 各種学校などの教育施設 自動車教習所 学習塾 等	・部活動の自粛 ・オンラインの活用 ・学校教育活動を行うにあたって、感染防止策を徹底
図書館	図書館	〔法に基づかない働きかけ〕 ・適切な入場整理
商業施設 (生活必需物資販売施設)	生活必需物資の小売関係(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料、農業用資機材)の店舗	・感染防止対策の徹底
サービス業 (生活必需サービスを提供する店舗)	理髪店 美容院 銭湯(公衆浴場) 郵便局 メディア 貸衣装屋 不動産屋 火葬場 質屋 獣医 修理店(時計、靴、洋服等) ランドリー クリーニング店(取次店含む) ごみ処理関係 神社 寺院 教会	・適切な入場整理 ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛

※上記以外に、医療施設、住宅・宿泊施設、交通機関、工場、金融機関・官公署等も休止要請の対象外
(感染防止対策の徹底(業種別ガイドラインの遵守の徹底)を要請)